

境港市公告第46号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月17日

境港市長 伊達 憲太郎

1 事業概要

(1) 工事名 境港市未利用公有地を活用した太陽光発電施設設置工事

(2) 事業期間 契約締結後、令和5年3月24日(金)までとする。

(3) 事業内容

ア 実施設計業務

イ 整備工事

① 未利用公有地

境港市渡町1100番地33他に位置する境港市土地開発公社の未利用公有地に420kW以上の太陽光発電設備を設置。

② 境港市保健相談センター

境港市上道町3000番地に位置する境港市保健相談センターに4kW規模の太陽光発電設備と10kWh規模の蓄電池を設置。

ウ 施工監理業務

エ 関係機関への申請業務及び申請書等作成支援業務

オ その他必要なもの

(4) 提案上限額 145,227,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

(1) 基本事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の事業者及び特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)のいずれかとする。

(2) 単独の事業所及び共同企業体の代表者に係る参加資格

参加者のうち単独の事業所及び共同企業体の代表者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ア 太陽光発電設備設置工事の施工実績に関し、発注者の官公署、民間の別を問わず、以下の要件全てに該当する者。

① 元請けとして施工し、平成24年度以降に完成し、引き渡しを完了している者。

- ② 施工実績について、太陽光発電システムの出力が1工事で10kW以上であるもの又は複数の工事でシステム出力の合計が20kW以上（1工事のシステム出力が3kW以上の合計に限る）であるもの。
 - ③ 電力会社等関係機関との協議及び申請書類作成の実績を有する者。
- イ 工事期間中、電気工事業に係る監理技術者資格を有する技術士又は、電気工事業に係る監理技術者資格を有する1級電気工事施工管理技士を配置技術者として専任で配置できる者。
 - ウ 境港市の令和3・4年度建設工事入札参加資格格付のうち、電気工事A級の資格を有していること。
 - エ 公告日より提案書等提出日までの間に、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和3年4月1日施行）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - カ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
 - キ 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくは、これらと密接な関係を有する者でないこと。
 - ク 境港市における市税の滞納がないこと。
 - ケ その他、市長が不適格と認める者でないこと。
- (3) 共同企業体の代表者以外の構成員に係る参加資格
- 参加者のうち共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- ア 工事期間中、電気工事業に係る主任技術者資格を有する技術士又は、1級又は2級の電気工事施工管理技士を配置技術者として専任で配置できる者。
 - イ 境港市の令和3・4年度建設工事入札参加資格格付のうち、電気工事A級又はB級の資格を有していること。
 - ウ 公告日より提案書等提出日までの間に、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和3年4月1日施行）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - オ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手

続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

カ 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくは、これらと密接な関係を有する者でないこと。

キ 境港市における市税の滞納がないこと。

ク その他、市長が不適格と認める者でないこと。

（4）共同企業体の場合の特記事項

共同企業体を構成する全ての事業者が単独又は他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

3 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

境港市市民生活部環境衛生課（担当：足立、村上）

住所 〒684-0041 鳥取県境港市中野町2080番地

電話：0859-42-3803 FAX：0859-44-0960

E-mail：kankyo@city.sakaiminato.lg.jp

4 プロポーザル募集要項の交付

プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）は、令和4年6月20日（月）から同年7月6日（水）までの間に境港市ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

（1）交付期間

令和4年6月20日（月）から同年7月6日（水）までの日の午前8時30分から午後5時まで。なお、土曜日、日曜日を除く。

（2）交付場所

3（担当部署）に同じ。

5 参加申込の手続き

（1）提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、又は郵送（宅配便含む）すること。

（2）提出期限

令和4年7月6日（水）午後5時

（3）提出場所

3（担当部署）に同じ。

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和4年7月8日（金）までに通知する。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格を有することが確認出来た者は、募集要項に基づき技術提案書等を作成し、これを持参又は郵送（宅配便含む。）とすること。

(2) 提出期限

令和4年7月14日（木）午後5時

(3) 提出場所

3（担当部署）に同じ。

7 審査

境港市未利用公有地を活用した太陽光発電施設設置工事に係るプロポーザル審査委員会を設置し、同委員会が定める審査項目により審査を行う。

8 優先交渉権者の選定

審査の結果、最も評価の高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。

9 契約締結の交渉

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

10 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する募集要項によるものとする。